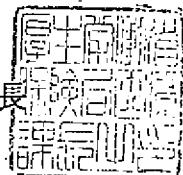


保医発1130第2号  
平成22年11月30日

地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



### 「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」(平成22年3月5日保医発0305第8号)について下記のとおり改正し、平成22年12月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

1 別表のⅡの099の①の①を次のように改める。

① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的な名称が「手術用メッシュ」、「手術用吸収性メッシュ」、「心臓内パッチ」、「人工心膜用補綴材」、「吸収性ヘルニア・胸壁・腹壁用補綴材」、「非吸収性ヘルニア・胸壁・腹壁用補綴材」、「吸収性組織補強材」若しくは「非吸収性ステープルライン補強材料」、又は類別が「機械器具(7)内臓機能代用器」であって、一般的な名称が「合成心筋パッチ」、「コラーゲン使用心筋パッチ」、「ウマ心膜パッチ」、「非中心循環系心血管用パッチ」、「中心循環系心血管用パッチ」、「コラーゲン使用非中心循環系心血管用パッチ」、「コラーゲン使用心血管用パッチ」若しくは「ウシ心膜パッチ」であること。



(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成22年3月5日保医第0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

| 改 正 後   |   | 現 行   |
|---|---|---|
| (別表)  |   | (別表)  |
| II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 | II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格   |   |
| 099 組織代用人工繊維布<br>(1) 定義   | <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であつて、一般的な名称が「手術用メッシュ」、「手術用吸収性メッシュ」、「心臓内パッチ」、「人工心膜用補綴材」、「吸収性ヘルニア・胸壁・腹壁用補綴材」、「非吸収性ヘルニア・胸壁・腹壁用補綴材」、「非吸収性スチールライン補強材料」、「吸収性組織補強材」若しくは「機械器具（7）内臓機能代用器」であつて、一般的な名称又は類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であつて、一般的な名称が「合成心筋パッチ」、「コラーゲン使用心筋パッチ」、「ウマ心膜パッチ」、「非中心循環系血管用パッチ」、「中心循環系血管用パッチ」、「コラーゲン使用非中心循環系血管用パッチ」、「コラーゲン使用心膜用パッチ」若しくは「ウシ心膜パッチ」であること。</p> <p>② (略)<br/>(2) ~ (3) (略)</p> | <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であつて、一般的な名称が「手術用メッシュ」、「手術用吸収性メッシュ」、「心臓内パッチ」、「人工心膜用補綴材」、「吸収性ヘルニア・胸壁・腹壁用補綴材」、「非吸収性ヘルニア・胸壁・腹壁用補綴材」、「非吸収性スチールライン補強材料」、「吸収性組織補強材」若しくは「機械器具（7）内臓機能代用器」であつて、一般的な名称が「合成心筋パッチ」、「コラーゲン使用心筋パッチ」、「ウマ心膜パッチ」、「非中心循環系血管用パッチ」、「中心循環系血管用パッチ」、「コラーゲン使用非中心循環系血管用パッチ」若しくは「コラーゲン使用心膜用パッチ」であること。</p> <p>② (略)<br/>(2) ~ (3) (略)</p> |